



源泉所得税の改正について

今年度税制改正のうち、源泉所得税関係についてお知らせします。 (R7年4月1日改正適用分)

①所得税の基礎控除の見直し(※R7年分以後の所得税に適用。ただし R7 年 11 月までの給与等の源泉徴収事務には変更は生じません)

(1)イ 合計所得金額に応じ基礎控除が見直されました。

合計所得金額	基礎控除額		改正前
	改正後		
	R7・8年分	R9年分以後	
132 万円以下	95 万円		48 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円	58 万円	
336 万円超 489 万円以下	68 万円		
489 万円超 655 万円以下	63 万円		
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円		

□ 基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について所要の改正が行われました。

(R7 の源泉徴収事務における留意事項…R7 年分の給与の源泉徴収事務においては、R7 年 12 月に行う年末調整の際に、改正後の基礎控除額に基づいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。)

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

□ 給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

(3) 特定親族特別控除の創設

特定親族の合計所得金額に応じ、63 万円から3万円までの金額を段階的に特定親族特別控除額として控除する制度が創設されました。なお年末調整でこの制度の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

※「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く)で、合計所得が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

(4) 扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族等の区分	所得要件	
	改正後	改正前
扶養親族、同一生計配偶者 ひとり親の生計	58 万円以下	48 万円以下
配偶者特別控除の対象	58 万円超 133 万円以下	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	75 万円以下

家内労働者等の事業所得等の所得計算について、必要経費に算入する金額の最低保障が 65 万円に引き上げられました。

②住宅借入金等の特別控除についての改正

③特定法人課税信託についての見直し などその他にも税制改正が行われています。

※上記の税制改正では、注意事項の説明などの掲載を省略しております。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。 (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)



JR でお出かけの際は、飛騨金山駅で切符を買いましょう!



第 8 回 飛騨金山まちゼミ の参加事業者募集！

今年もまちゼミを開催します。

開催期間は 11 月 8 日（土）から 12 月 7（日）までの 30 日間です。

三方よし（事業者、参加者、地域）のこの事業に参加しませんか。

申込は 7 月 10 日（木）までに商工会へ。詳しくは同封の募集チラシをご覧ください！



小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）制度をご存じですか

マル経融資は小規模事業者のための無担保・無保証人の融資制度です。

申込要件は、①最近1年以上、金山町内で事業を行っている商工事業者

②商工会の経営指導を受けていること（原則6ヶ月以上）③税金に滞納がない事 です。

マル経融資の特徴

融資額：2,000 万円以内、 使途： 運転資金及び設備資金、

返済期間：10 年以内、 利率：1.80%（R7.6.1 現在）、 融資機関：日本政策金融公庫
（市の支援）下呂市では、償還開始から 12 ヶ月分の利子額を全額補助します。

問い合わせは、金山町商工会まで

中小企業退職金共済（中退共）制度のご案内

中退共制度は、中小企業の事業主が従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。

国からの有利な掛金助成や、税法上の優遇も受けられ手数料もかかりません。家族従業員やパートタイマーの方も加入できます。

※一部対象外あり。詳しくはホームページをご覧ください。

【問合先】中退共本部 TEL03-6907-1234

人材の定着につながります！

中退共

CHU-TAI-KYO

中小企業退職金共済事業本部

- 国の退職金制度 ●掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単 ●パートさんの加入もOK
- 掛金の一部を国が助成

詳しくはホームページをご覧ください。 中退共 検索

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 6955-8211

女性のための起業講座（初級編、中級編）のお知らせ（受講料無料、事前申込、定員制）

県では女性の起業を支援するため、起業に必要な知識や流れを学べる講座をオンラインで行います。興味のある方は定員がありますので早めにお申込ください。受講料は無料です。

【初級編】1回目 7 月 22 日（火） 2回目 7 月 29 日（火） 2回とも参加できること

【中級編】1回目 8 月 26 日（火） 2回目 9 月 2 日（火） 3回目 9 月 9 日（火） 3回とも参加できること
時間はどちらの講座も毎回 10:00～12:00（受付 9:45～）

申込は①TEL058-264-1158、②FAX058-263-7659、③E-mail gifujo@gifu-np.co.jp のいずれかで

※この事業は岐阜新聞社が岐阜県から委託を受け実施しています。

お問い合わせやご相談は 金山町商工会まで

〒509-1614 金山町大船渡 571-1（金山振興事務所 2 階） TEL 32-3370 FAX 32-2882